

石川県公報

平成 26 年 7 月 24 日 (木曜日)

号 外

(第 65 号)

目 次

人事委員会

- 石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

1

人 事 委 員 会

石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月二十四日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十一号

石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員の退職手当に関する規則（昭和二十九年石川県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
第十一条に次の二項を加える。

- 2 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあつては別記第七号の様式による受給資格者氏名変更届に、住所又は居所を変更した場合にあつては別記第七号の様式による受給資格者住所変更届に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、速やかに任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。
- 3 任命権者は、受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

第二十四条第一項及び第二項中「第十条前段」の下に「、第十一条第二項及び第三項」を加える。

第二十六条第一項中「第十条第十四項」を「第十条第十五項」に改め、「同号口に該当する者に係る就業促進手当（の下に「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。」を、「再就職手当に相当する退職手当支給願に」の下に「同条に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては別記第十八号の様式による就業促進定着手当に相当する退職手当支給願に」を加え、「同項第一号」を「同法第五十六条の三第一項第一号」に改める。

別記第七号様式（第一面）中

受給資格者	氏 名		男・女	年 齢	満 歳
	住 所 又 は 居 所				
	退 職 年 月 日	年 月 日	勤 続 期 間		
	求 職 年 月 日	年 月 日	年 月		
	受給期間満了年月日	年 月 日			
待 期 日 数	日	所定給付日数	日		

を

受給資格者	氏 名			男・女	年齢	満 歳
	住 所 又 は 居 所					
	退 職 年 月 日	年	月	日	退職事由	
	求 職 年 月 日	年	月	日	勤 続 期 間	
	受給期間満了年月日	年	月	日	年 月	
待 期 日 数	日		所定給付日数	日		

に改める。

別記第七号様式の次に次の様式を加える。

別記第 7 号の 2 様式 (第 11 条関係)

(表)

受 給 資 格 者 氏 名 住 所 変 更 届

支 給 番 号					
新 氏 名					
1 氏 名	フリガナ				
	新				
	旧				
2 住 所	新				
	旧				
3 生 年 月 日	年	月	日	4 変 更 年 月 日	年 月 日
<p>石川県職員の退職手当に関する規則第 11 条第 2 項の規定により上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(高年齢・特例) 受給資格者氏名 印</p> <p>任命権者 殿</p> <p style="text-align: right;">支給番号 ()</p> <p style="text-align: right;">電話番号 ()</p>					
備 考					
	※口座名義変更確認欄				

(裏)

注意事項

- 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、2 欄には記載しないこと。
- 2 住所又は居所を変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1 欄には記載しないこと。
- 3 3・4 欄の下の「(高年齢・特例) 受給資格者氏名」欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）を添えること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

別記第十号様式（表）を次のように改める。

別記第10号様式 (第16条関係)

(表)

失 業 認 定 申 告 書

認定日時
月 日 時 から 時まで

(該当のところへ○印を付け必要な事柄を記載してください。)

①失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。 イ した <small>(就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。)</small> ロ しない	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31					29	30	31				

②内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあつた日、収入額、その額が何日分の収入かを記入してください。	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分

③失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。						
イ 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。					
	求職活動の方法	活 動 日	利用した機関の名称	求職活動の内容		
	(イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談等					
	(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。					
	事業所名、部署	応 募 日	応募方法	職 種	応募の動機	応募の結果
					(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他	
					(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他	
ロ 探さなかつた	(その理由を具体的に記載してください。)					

④今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため (例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()
	ロ 応じられない	

⑤就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職 月 日より就職 (予定)	(就職先事業所)
	ロ 自営	月 日より自営業開始 (予定)	

石川県職員の退職手当に関する規則第16条第1項の規定により上記のとおり申告します。
年 月 日
公共職業安定所長 殿

受給資格証番号 ()
受給資格者氏名 ㊞

※公共職業安定所記載欄	認定対象期間	年 月 ~ 年 月	認定日数	日	連絡事項	取扱者印
-------------	--------	--------------	------	---	------	------

別記第十号様式(表) 注意事項 3 中「失業」を「①欄及び③欄の「失業」と改め、注意事項 3 に改めた上欄を加える。

ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいう。

別記第十号様式(表) 注意事項 4 中「就職又は就労」を「「就職」又は「就労」と改め、「なるものである」の下に「(無償のボランティア活動など下記 5 に該当するものを除く。)」を挿入、同欄に注意事項 5 を改めた上欄を加える。

- 5 ①欄及び②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満(雇用保険の被保険者となる場合を除きます。)であつて、「就職」又は「就労」とはいえない程度のも(1日の労働時間が4時間以上であつても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。)をいうものである。

なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も①欄に記載すること。

別記第十号様式(表) 中注意事項 8 を注意事項 9 の上欄、注意事項 7 を注意事項 8 の上欄、注意事項 6 の下欄に改める。

- 7 ③のイの(2)欄には、③のイの(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。

また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。

別記第十二号様式(表) 中「第5条」を「第13条」と、「第15条第1項」を「第23条第1項」と改める。

別記第十四号様式(表) 注意事項 4 中「25回分」を「21回分」と改める。

別記第十五号様式を次のように改める。

別記第15号様式 (第18条関係)

(表)

公 共 職 業 訓 練 等 受 講 証 明 書

(必ず裏面の注意事項をよく読んでから記入してください。)

支 給 番 号								未支給区分 (1 未支給、空欄 未支給以外)		
待期満了年月日	年 月 日									
支給期間	初日	年 月 日					末日	年 月 日		
認定日数		受講日数		通所日数		特定職種受講日数		寄宿日数		
内職(労働日数、収入額)		円			就業手当支給日数		早期就業支援金支給日数			
1 受講者氏名				2 証明対象期間				年 月		
3 訓練受講職種										
4 右のカレンダーに該当する印をつけてください。				1	2	3	4	5	6	7
(1) 公共職業訓練等が行われなかった日(日・祝日等) =印				8	9	10	11	12	13	14
(2) 公共職業訓練等を受けなかった日のうち				15	16	17	18	19	20	21
イ 疾病又は負傷による場合 ○印				22	23	24	25	26	27	28
ロ イ以外でやむを得ない理由がある場合 △印				29	30	31				
ハ やむを得ない理由がない場合 ×印										
5 特記事項										
上記の記載事実には誤りのないことを証明する。										
年 月 日										
(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)				印						
6 2の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。				イ した ロ しない						
7 2の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。				イ 得た ロ 得ない						
8 寄宿の有無				有 () ・無						
上記のとおり申告します。										
また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。										
年 月 日										
公共職業安定所長 殿										
				受講者氏名 印						
				支給番号 ()						
※連絡事項										
備										
考										

(裏)

注意事項

- 1 公共職業訓練等を受けなかつた日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を5欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 3 6欄及び7欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、6欄又は7欄においてイを○で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書により申告すること。
- 4 6欄及び7欄の「2の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。
- 5 6欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であつても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。）、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になつたりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 6欄及び7欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであつて、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 8欄は、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であつて「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を（ ）内に記載すること。
- 8 8欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

記号欄中の記号（※）を「⑤」を「④」に、「⑥」を「⑤」に、「⑦」を「⑥」に、「⑧」を「⑦」に、「⑨」を「⑧」に

支給申請期間	⑩同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)
	⑪⑩の給付を受けることができる期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間 年 月 日から 年 月 日まで 日間
	⑫傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間

石川県職員の退職手当に関する規則第19条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

任 命 権 者 殿

申請者 氏 名 ⑬

※

支給申請期間	⑨同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)											
	⑩⑨の給付を受けることができる期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間									
		年 月 日から	年 月 日まで	日間									
⑪傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間										
⑫内職若しくは手伝いをした日又は収入のあつた日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日	収入のあつた日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分						
	月 月 月	収入のあつた日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分						
	日 日 日	収入のあつた日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分						
石川県職員の退職手当に関する規則第19条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 殿													
											申請者 氏 名	㊦	

と

改める。

別記第十号様式(表)注意事項3中「⑩欄」を「⑨欄」と、「⑧欄」を「⑦欄」と改め、同様式注意事項4中「⑪欄」を「⑩欄」と、「⑧欄」を「⑦欄」と、「⑩欄」を「⑨欄」と改め、同様式注意事項5を注意事項4の次に次のように加える。

5 ⑫欄は、⑦欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であつて、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。

6 ⑫欄の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

別記第十七号の1様式(表)を次のように改める。

別記第17号の2様式 (第24条関係)

(表)

認定日時 月 日 時から 時まで		高年齢受給資格者失業認定申告書 (該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載してください。)	
①失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	イ	し	た
	ロ	し	ない
②失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	イ	探	した
	ロ	探	さなかつた
③今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ	応	じられる
	ロ	応	じられない
④就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ	就	職
		自	営
石川県職員の退職手当に関する規則第24条第1項において準用する第16条第1項の規定により上記のとおり申告します。 年 月 日 公共職業安定所長 殿			
		高年齢受給資格証番号 () 高年齢受給資格者氏名 (印)	
※公共職業安定所記載欄	連絡事項		取扱者印

別記第十七号の二様式(裏)中注意事項5を削り、注意事項6を注意事項5とする。
 別記第十八号様式(表)を次のように改める。

別記第18号様式 (第24条関係)

(表)

認定日時 月 日 時から 時まで	特例受給資格者失業認定申告書 (該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載してください。)		
①失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	イ し た ロ し な い	就職又は就労をした人は、した月日を記載してください。	
②失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	イ 探 し た ロ 探 さ な かつ た	どのような方法で探しましたか。 (イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談等 (ホ) 知人の紹介による求人への応募 (ヘ) 新聞広告による求人への応募 (ト) 就職情報誌による求人への応募 (チ) インターネットによる求人への応募 (リ) その他 () (その理由を具体的に記載してください。)	
③今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応 じ ら れ る ロ 応 じ ら れ な い	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため (例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()	
④就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ 就 職 ロ 自 営	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 自己就職 月 日より就職 (予定) 月 日より自営業開始 (予定)	(就職先事業所)
石川県職員の退職手当に関する規則第24条第2項において準用する第16条第1項の規定により上記のとおり申告します。 年 月 日 公共職業安定所長 殿			
		特例受給資格証番号 () 特例受給資格者氏名	㊞
※公共職業安定所記載欄	連絡事項	取扱者印	

別記第十八号様式 (表) 中注意事項 5 を削り、注意事項 6 を注意事項 5 とする。

別記第十八号の三様式 (表) 及び別記第十九号様式 (表) 中

⑧雇用期間	イ 定めなし → 年 月 日まで ロ 定めあり (年 カ月)	を
-------	------------------------------------	---

⑧雇用期間	イ 定めなし	→	年 月 日まで
	ロ 定めあり	→	(年 カ月)
	契約更新条項 (イ 有 ロ 無)		
1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)			

「、常用就職支度金又は」を「に相当する

退職手当又は」を「、常用就職支度金に相当する退職手当及び」を「又は」を「のいずれも」を「を」を

記第18号の4様式(第26条関係)に「申請」と「支給願」とを「申請書」と「支給願」とを「記載する」とともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲む」と

記第18号の4様式(第26条関係)に

別記第18号の4様式(第26条関係)

(表)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給願

1 氏名		2 受給資格証番号	
3 住所	〒		

4 就職先の事業所	名 称			事業所番号	
	所在地	〒 (電話番号)			
5 一週間の所定労働時間	時間	分	6 求人申込み時等に明示した賃金額(月額)	万	千円
7 雇用期間中の賃金支払状況					
① 賃金支払対象期間	② ①の基礎日数	③ 賃 金 額			④ 備 考
		④	⑤	計	
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
就職年月日～ 月 日					

事業主の証明

8 上記の記載事実には誤りがないことを証明する。
 年 月 日
 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名) 印

9 石川県職員の退職手当に関する規則第26条第1項の規定により上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。
 年 月 日
 任命権者 殿
 申請者氏名 印

備考

(裏)

注意事項

- 1 この支給願は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して6カ月に至った日の翌日から起算して2カ月以内に、原則として、任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。
- 2 この支給願には、受給資格証を添えること。
- 3 申請者にあつては1欄から3欄まで及び9欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては4欄から8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 支給願の記載について
 - (1) 申請者の記載事項

9欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 - (2) 事業主の記載事項

ア 5欄は、再就職手当の受給に係る就職日から6カ月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。

イ 6欄は、事業主が求人者の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。

ウ 7欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。

エ 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

※ 任 命 権 者 記 載 欄

別記第十九号様式(裏)注意事項1中「申請」を「支給願」と改め、同様式注意事項2中「申請書」を「支給願」と改め、同様式注意事項3中「記載する」の「と」を「とともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲む」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の石川県職員の手当に関する規則の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。
- 2 この規則による改正前の石川県職員の手当に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお別分の間、所要の調整をして使用する、ことができる。